

| 意見1 避難所運営委員会について |   |  |                |
|------------------|---|--|----------------|
| 分野               | 自治会長からの意見   | 回答   | 担当部課           |
| 防災関連             | <p>(1) 旭町二丁目自治会</p> <p>■一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための指定避難所の運営が速やかにできるように避難所運営委員会があり、災害時（地震時）に地域住民が対応することになっている。</p> <p>しかし、災害対策基本法の改正（平成25年6月）により切迫した災害から逃れるための緊急避難場所として指定緊急避難場所（公民館等）が指定された。</p> <p>このことにより、避難所運営委員会の役割や関わりは変化するのかわ確認したい。</p> | <p>■各指定避難所での避難所運営をお願いしている避難所運営委員会については、地震発生時を想定とさせていただくことに変更はありません。</p> <p>指定緊急避難場所については、主に風水害時に開設することを想定しており、風水害時は市職員で避難場所の開設・運営をすることとしています。</p> <p>しかしながら、近年の台風・豪雨では甚大な被害が発生し、避難生活が長期化する場合がありますので、その場合には、避難所運営委員会に御協力をいただきたいと考えています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> | 【市長室】<br>危機管理課 |

| 意見2 災害時の避難について |   |   |                                      |
|----------------|---|---|--------------------------------------|
| 分野             | 自治会長からの意見   | 回答  | 担当部課                                 |
| 防災関連           | <p>(1) 旭町二丁目自治会</p> <p>■今までは、災害時に危険を感じ、自分の身を守るために避難所に避難するというのが行動の在り方だった。</p> <p>しかし、新型コロナウイルス感染症対策のため、避難の分散化も検討していく必要がある。</p> <p>特に水害が想定される場合、警戒レベル4の避難勧告や避難指示が発令されてからの避難行動は、危険を伴い困難なことから、高齢者や避難行動要支援者等は、警戒レベル3の避難情報の発令で、直ちに避難行動を開始する体制の構築が求められている。</p> <p>市は、避難行動要支援者には避難の分散化ができる避難行動（自宅の垂直避難、知人や親戚、ホテルへの避難等）を例示し周知に努めるとともに、各自の避難行動の仕方を把握し、地区自主防災隊や民生委員に情報を提供することが必要ではないか。</p> | <p>■避難所における感染リスクの高まりを回避すべく、新たな生活様式を取り入れた避難所運営の準備を進めているところです。</p> <p>また、市民の皆様には、事前にハザードマップを確認していただき、御自宅が浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内等の危険な場所でない場合や安全が確保され、2階以上で過ごすことができる場合は、無理に避難所への避難をせず、御自宅での在宅避難や分散避難、車中避難等を御検討いただくよう周知を図っているほか、災害発生前から避難するまでを時系列でまとめるマイタイムラインの作成に役立てていただくため、防災ポケットブックを4月に全戸配布しています。</p> <p>また、避難行動要支援者の皆様には、確実な避難行動を確保するため、御自身の防災意識を高めるとともに、改めて洪水、内水及び土砂災害のハザードマップなどを確認し、お住いの地域の災害リスクを知っていただくことが必要となります。</p> <p>避難行動要支援者名簿の更新時期等の機会を捉えて、避難行動の具体的な例をお示ししながら、現在、避難支援等関係者の皆様とともに進めている個別計画の作成等を通じて、避難行動要支援者の皆様の災害リスクを共有し、防災に強いまちづくりを進めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> | 【市長室】<br>危機管理課<br><br>【福祉部】<br>福祉総務課 |

| 意見3 避難所での感染症対策等について |  |   |                |
|---------------------|--|---|----------------|
| 分野                  | 自治会長からの意見  | 回答  | 担当部課           |
| 防災関連                | <p>(1) 旭町二丁目自治会</p> <p>■新型コロナウイルス感染症が懸念される中であっては、「密」となりやすい避難所は最も安全な場所とは限らない。</p> <p>避難所での感染症対策について教えてほしい。また、ソーシャルディスタンスなどの感染症対策をとると、避難できる人数が限定されることについて、どのような対策をしているか。</p> | <p>■コロナ禍での避難所対応については、ソーシャルディスタンスを確保するため、より多くの避難所を開設する必要があり、関係機関との調整を行ってきました。</p> <p>更に避難所内での対応として、受付での健康状態のチェックや、発熱・咳等の症状がある方の専用スペースの確保、テント等を活用したソーシャルディスタンスを考慮した避難スペースなど、衛生用品の確保や感染症対策を踏まえたマニュアルを作成しています。</p> <p>また、発災時に市ホームページ等で避難所での避難者数等の情報発信を行うことにより、市民の皆様の密を避ける行動を可能とし、感染防止対策が図られるよう対策を講じていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> | 【市長室】<br>危機管理課 |